

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「二十一人」を「二十三人」に改める。

第八十二条中「都市政策課」を「国際・デジタル政策課」に改める。

第八十三条第二号中「所掌に属する国際関係事務」を「所掌事務」に改め、「こと」の下に「（国際・デジタル政策課及び都市安全課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八十四条を次のように改める。

（国際・デジタル政策課の所掌事務）

第八十四条 国際・デジタル政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二 都市局の所掌事務に関するデジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二
条に規定するデジタル社会をいう。）の形成に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房に置かれる参事官を二人増員するとともに、新たに都市局に国際・デジタル政策課を置く等の必要があるからである。